

託送供給等約款の変更の認可について(審査結果)

一般送配電事業者の託送供給等約款の認可について、電気事業法第18条第3項の規定に照らして評価する。

■ 申請者: 一般送配電事業者10者

■

1. 料金

2. 料金以外の規定

- (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加
 (2) 需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止(2024年度末)
 (3) 一次調整力の機能のみを提供する電源の取り扱い(沖縄電力を除く)
 (4) 需要計画、発電計画、需要抑制計画等各種計画に係る「翌々日計画」の追加
 (5) 系統連系技術要件(約款別冊)の変更
 (6) 損失率の定期変更(中国電力NW、沖縄電力)

■ 事務局審査結果

電気事業法第18条第3項

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

1	料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。	今般の変更認可申請において設定されている発電側の課金単価等及び需要側託送料金の料金メニューは、2023年11月24日付けで経済産業大臣により承認された「収入の見通し」を超えない額の収入を基礎として算定がなされており、問題ないと認められる。
2	第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。	今般の変更認可申請により追加・変更されている規定は、託送供給等を受けることを妨げるような不当に厳しい供給条件を設定するものではないことから、電気の供給を受けようとする者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれはないと認められる。
3	料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の変更認可申請により追加されている発電側課金の導入に係る規定は、料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標等が定められており、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていると認められる。
4	一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の変更認可申請により追加されている発電側課金の導入に係る規定、需要計画等各種計画に係る翌々日計画及び系統連携技術要件の変更は、電気の供給を受ける者の責任および電気計器等に関する費用負担について、適正かつ明確に定められていると認められる。
5	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	今般の変更認可申請により設定されている発電側の課金単価等、需要側託送料金の料金メニュー及び追加・変更されている規定は、需要家の電気の使用形態(電圧別や契約別)等に基づき料金等を設定しているが、正当な理由に基づく取扱いであり、特定の者に対して不当な差別的な取扱いをするものではないと認められる。
6	前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。	今般の変更認可申請において設定されている発電側の課金単価等、需要側託送料金の料金メニュー及び変更されている規定については、公共の利益の増進に支障がないと認められる。

■ 事務局の審査結果

申請内容について、電気事業法第18条第3項の各号に照らし、適合していると認められる。